

文教大学学生等の通称名使用取扱内規

(目的)

第1条 この内規は、文教大学（以下「本学」という。）における学生等の旧姓及び通称名（以下「通称名」という。）の使用に関し必要な事項を定める。

(通称名を使用できる学生等)

第2条 通称名の使用を届け出ることができる学生等は、次に掲げる者とする。

- (1) 文教大学学生
- (2) 文教大学大学院学生
- (3) 文教大学専攻科学生
- (4) 文教大学外国人留学生別科生
- (5) 文教大学特別生
- (6) 前各号の身分を有する予定の者（入学予定者）

(通称名を使用できる場合)

第3条 通称名の使用を届け出ることができる場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学生本人又は父母の婚姻等により戸籍上の姓を変更した場合で、旧姓を使用する場合
- (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合又は氏名を短縮し通称名として使用する場合
- (3) 性別違和のある学生が通称名の使用を希望する場合
- (4) その他安全面の確保等を目的とし通称名を使用する場合

(通称名を使用できる文書等)

第4条 通称名が使用できる文書等は、次条に規定する以外の文書等とする。

(戸籍等上の氏名使用文書等)

第5条 戸籍等上の氏名を使用する文書等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 債権関係書類（学納金等）
- (2) 支払関係書類（稟議、給与明細書等）
- (3) 教育職員免許状申請書類
- (4) 国家資格を得るために国もしくは地方公共団体又はそれらの委託を受けた団体が行う試験の出願書類
- (5) 法令等の定めにより、戸籍上等の氏名を使用することとされる文書等

(申し出の時期)

第6条 通称名の使用及び中止を届け出ることができる時期は、次のとおりとする。

- (1) 本学入学時
- (2) 本学在籍期間中

2 前項の規定にかかわらず、卒業等により出学した後は、通称名の使用及び中止を届け出ることにはできない。

(通称名の申請手続)

第7条 前条第1項第1号の時期に通称名の使用を届け出るときは、入学手続書類に次

の書類を添付し届け出ることとする。

(1) 第3条第1号により使用する場合 : 戸籍抄本

(2) 第3条第2号により使用する場合 : 住民票の写し(入学手続書類のもので可)

(3) 第3条第3号により使用する場合 : 医師の診断書等事実を証明できる書類

2 前条第1項第2号の時期に通称名の使用を届け出る場合は、通称名使用願(別紙様式1)に前項に定める書類を添付して、所属校舎の教育支援課又は学生課へ届け出る。

3 教育支援課又は学生課は、通称名の申請があった旨について学生が所属する学部、研究科、専攻科又は別科(以下「学部等」という。)の長を経て学長に報告する。なお、年度途中等の理由により必要と認められる場合には、教育支援課又は教務課から各授業担当者へ報告することがある。

第8条 通称名の使用の可否は、通称名使用結果通知書(別紙様式2)により、当該学生に通知する。

(通称名の使用の中止)

第9条 通称名の使用を中止したい学生は、通称名使用中止願(別紙様式3)に戸籍抄本又は住民票を添付して、所属校舎の教育支援課又は学生課へ届け出る。

2 教育支援課又は学生課は、通称名使用中止の旨を学生が所属する学部長等を経て学長に報告する。なお、年度途中等の理由により必要と認められる場合には、教育支援課又は教務課から各授業担当者へ報告することがある。

第10条 通称名の使用中止が認められた場合は、通称名使用中止承認通知書(別紙様式4)により、当該学生に通知する。

(記録)

第11条 通称名の使用又は中止が認められた場合は、その旨を教学システムに登録する。

(学位記に記載する氏名の取扱い)

第12条 通称名の使用を認められた学生の学位記には、通称名を記載する。ただし、学位記に記載する氏名を次の各号のいずれかの表記とすることを希望する場合は、学位記記載氏名届(別紙様式5)を教育支援課又は教務課が指定する期日までに提出しなければならない。

(1) 戸籍上の氏名のみの表記

(2) 戸籍上の氏名と通称名の併記

(出学後の扱い)

第13条 通称名を許可された状態で出学した場合、出学後の証明書等については通称名で発行する。ただし、第5条に規定するものは除く。

(通称名使用の証明)

第14条 通称名を使用する学生及び出学者から申し出があった場合は、本学において通称名の使用を認められた旨を記載した文書(別紙様式6)を交付するものとする。

2 通称名と戸籍上の氏名等の同一性の証明については、申請者の責任において行う。

(事務)

第15条 この内規に関わる事務は、大学事務局学事部が行う。

(改廃)

第 16 条 この内規の改廃は、学長戦略会議の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この内規は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。